

令和7年度 あきる野市営住宅入居者募集（2月分）のご案内

募 集 す る 住 戸							
区分	募集番号	住宅名	所在地	間取り	世帯人数	募集戸数	資格要件
一般世帯向け	①	秋留野 ハイツ	秋川 3-2-7	2DK	2人	4階の住戸1戸 (EVなし)	5、6ページを ご覧ください
単身者用 住戸	②	草花公園 タウン	草花 3225	1DK	1人	1階の住戸1戸 (EVなし)	7ページを ご覧ください
高齢者 専用住戸	③	雨間 ハイツ	雨間 533-1	2DK	2人	2階の住戸1戸 (EVあり)	8ページを ご覧ください
	④	草花公園 タウン	草花 3225	2DK	2人	1階の住戸1戸 (EVなし)	

※募集住戸②、④については木造住宅となります。

募集案内
配布期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月10日（火）

申込み
受付期間

令和8年2月2日（月）～10日（火）

8：30～17：15（土曜日・日曜日を除く。）

※郵送の場合は、2月9日（月）（消印有効）までにお送りください。

申込み・問合せ先

〒197-0814

あきる野市二宮350番地

住宅政策課（市役所庁舎3階北側）

042-558-1111（内線2721）

目次

1	申込みから入居までの流れ	・・・1
2	申込みにあたっての注意	・・・2
3	申込み方法	・・・3
4	入居者の決定・抽選等	・・・4
5	募集住戸の入居資格要件	
	一般世帯向け 2DK（募集番号：①）	・・・5-6
	単身者用 1DK（募集番号：②）	・・・7
	高齢者専用 2DK（募集番号：③、④）	・・・8
6	募集住戸の間取り・家賃の目安等	・・・9-12
7	所得基準表	・・・13
8	所得基準確認の手順	・・・14
9	給与所得	・・・15
10	年金所得（公的年金等に係る雑所得）	・・・16
11	事業等所得	・・・17
12	所得計算時の控除	・・・18

1 申込みから入居までの流れ

申込受付

受付期間：令和8年2月2日（月）から令和8年2月10日（火）まで

資格審査

入居資格や抽選の有無の確認のため、資格審査を行います。

資格審査結果通知

入居資格等の審査結果及び抽選の有無を申込者全員に通知します。
【令和8年2月下旬発送予定】

抽選会

入居者を決定するため抽選を行います。
【令和8年3月4日（水）午後2時（予定）】

入居決定

入居決定者には、入居決定通知書により通知します。
【抽選会后、約1週間後に発送予定】

入居手続き

入居決定者には、入居決定を受けた日から10日以内に敷金を納付の上、
請書等の必要書類を提出していただきます。

入居許可

入居手続（敷金の納付及び請書等の提出）が完了した後、入居許可書により
入居可能日を通知します。入居可能日は、令和8年4月1日の予定です。

鍵渡し及び入居

入居可能日（令和8年4月1日予定）以降に鍵を渡しますので15日以内に引越し、
入居していただきます。
なお家賃は、入居可能日から発生します。

2 申込みにあたっての注意

1 市営住宅は、住宅に困窮する所得の低い方の生活の安定を図るため、市が国や都の補助を受けて建設し、管理運営するものです。そのため、法令や条例などに基づく入居資格要件があります。

※資格要件は、P. 5～P. 8をご確認ください。

2 申込みは、入居する1世帯につき1戸です。

(1) 1世帯で2戸以上の申込みをしたときは、無効となります。

(2) 同一人の氏名を2戸以上の申込書に記入したとき（世帯員の状況欄に記入しているものも含む。）は、全ての申込みが無効となります。

3 申込み内容等に虚偽又は不正が判明した場合は、申込み受付後、入居決定後であっても全てを無効とし、それに伴う損害が生じても市では一切責任を負いません。

4 入居手続きの際、2人分の緊急連絡先が必要となります。

※保証人ではないため、家賃等の請求はしません。

5 入居手続きの際、敷金を納めていただきます。

※当初家賃の3か月分の金額です。

※家賃とは別で支払いが必要となります。

6 入居すると共益費及び自治会費の負担が生じます。共益費及び自治会費の管理や清掃、草刈りなどの団地内の運営は、各団地の自治会が行っていますので、必ず自治会に加入していただき、各自治会が定める規約等を守ってください。

7 犬、猫、鳥等の飼育（一時的に預かる場合を含む。）はできません。

8 市営住宅には、ガスコンロや家電等の設備は備え付けられておりません。

9 申込み前に住戸を内覧することはできません。

※身体障がい等により、事前に住戸の確認が必要な場合を除く。

3 申込み方法

「市営住宅入居申込書」及び「保有不動産申告書兼情報照会等同意書」に必要事項を記入し、あきる野市役所3階 住宅政策課へ提出してください。

また、申込書等の提出時に世帯全員分の個人番号（マイナンバー）の確認をいたしますので、確認できるものをご持参ください。

郵送の場合は、「市営住宅入居申込書」及び「保有不動産申告書兼情報照会等同意書」と併せて、個人番号（マイナンバー）の確認ができる書類の写しを同封してください。

申 込 み 受 付 期 間

令和8年2月2日（月）～10日（火）

8：30～17：15（土曜日・日曜日を除く。）

※郵送の場合は、2月9日（月）（消印有効）まで

●個人番号（マイナンバー）の確認ができるもの（1，2，3のいずれか）

※世帯全員分を持参し又は同封してください。

- 1 個人番号（マイナンバー）カード
- 2 通知カード
- 3 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票

※ 通知カードに係る注意点

通知カードについては、次のどちらかに該当するものに限り、個人番号を確認するための書類として認められます。

- ・ 氏名、住所などの記載事項に変更がないもの
- ・ 氏名、住所などの記載事項に変更があった場合、令和2年5月24日までに正しく変更手続きがとられているもの

1 入居者の決定について

(1) 申込者の数が募集戸数以下の場合

全ての申込者を入居者として決定します。

(2) 申込者の数が募集戸数を超える場合

下表のア～エのとおり、入居者の決定を行います。

◆表1 入居者決定方法（申込者の数が募集戸数を超える場合）

	優先入居対象者の数	入居者の決定方法
ア	いない	申込者全員で抽選を行い、当選者を入居者として決定します。
イ	募集戸数より少ない	優先入居対象者を入居者として決定します。 さらに、優先入居対象者以外の申込者で抽選を行い、当選者を入居者として決定します。
ウ	募集戸数と同じ	優先入居対象者を入居者として決定します。
エ	募集戸数より多い	優先入居対象者で抽選を行い、当選者を入居者として決定します。

2 抽選について

抽選を行う場合は、次のとおり抽選会を開催します。

抽選日 令和8年3月4日（水）午後2時（予定）

- ・ 開始時間や開催場所については、抽選会の有無と併せて通知します。
- ・ 抽選会では、申込者本人又は代理人に直接くじを引いていただきます。急病等特別な事情により抽選会に出席できない場合は、住宅政策課までご相談ください。
- ・ 抽選会開始時間までに抽選会場に入場しない場合は、補欠扱いとなりますのでご注意ください。

3 補欠登録について

(1) 補欠登録

入居決定者以外の申込者については、補欠登録とします。

(2) 補欠登録の効力

補欠登録は、入居決定者が、入居しない又は入居できない場合に限り効力が生じます。

(3) 補欠登録の抹消

今回の入居者募集に係る入居が完了した時点で、補欠登録を抹消します。

※補欠登録の抹消について通知等はありません。

◆ **秋留野ハイツ 一般世帯向け2DK（募集番号：①） 【優先入居あり】**

*令和8年2月10日時点で次の（１）～（８）の全ての要件に当てはまる必要があります。

（１）住宅に困窮していること。

*原則、持ち家の方や既に市営住宅、都営住宅等の公営住宅に入居している方は、住宅に困窮していることにはなりません。

（２）あきる野市内に1年以上居住し、又は勤務していること。

（３）申込者とその親族等により構成される2人世帯であること。

*「内縁関係にある方」「婚約者」「パートナーシップ関係にある方」を含みます。

*原則、婚姻中の夫婦が別居状態となる申込みはできません。

（４）世帯全員の合計所得額が基準の範囲内であること。

*基準となる金額については、13ページの所得基準表をご覧ください。

*現在失業中の方や退職、廃業等で、今後無職・無収入となることが確定している方については、所得金額を0円とすることができます。証明できる書類をご提出ください。

（５）入居決定を受けた場合に、市で定める入居手続きが完了できること。

（６）暴力団員でないこと。

（７）市税等の滞納がないこと。

（８）高齢者世帯でないこと。

*高齢者世帯とは、申込者が60歳以上であり、かつ、同居する方が18歳未満又は60歳以上である世帯です。

*優先入居について

下表の1又は2に当てはまる世帯の優先入居となります。

◆表2 優先入居の資格要件（一般世帯向け2DK）

	優先入居の資格要件	備考
1	申込者が令和8年2月10日現在、20歳未満の子どもを扶養しているひとり親であること。	入居期限設定なし
2	申込者又は同居する方が、次のいずれかに該当する障がい者であること。 ・身体障害者手帳の等級が1～4級の方 ・重度又は中度の知的障がい者 （愛の手帳の場合は、1度～3度の方） ・精神障害者保健福祉手帳の等級が1級又は2級の方	入居期限設定なし

◆ 草花公園タウン（単身者用）1DK（募集番号：②）【優先入居なし】

*令和8年2月10日時点で次の（１）～（８）の全ての要件に当てはまる必要があります。

（１）住宅に困窮していること。

*原則として、持ち家の方や既に市営住宅、都営住宅等の公営住宅に入居している方は、住宅に困窮していることにはなりません。

（２）あきる野市内に1年以上居住し、又は勤務していること。

（３）単身世帯であること。

（４）次のア～コのいずれかに該当すること。

ア 60歳以上の方

イ 身体障害者手帳の交付を受けている障害の程度が1級から4級までの方

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害の程度が1級から3級までの方

エ 知的障害の程度が重度又は中度の方（愛の手帳で1度から3度までの方）

オ 生活保護を受給している方

カ 配偶者等から暴力を受けた被害者（婦人保護施設等の保護等が終了した日から起算して5年を経過していない方又は配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方）

キ 戦傷病者手帳の交付を受けている障害の程度が恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の方

ク 原子爆弾被爆者で、厚生大臣の認定書の交付を受けている方

ケ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

コ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

（５）合計所得額が基準の範囲内であること。

*基準となる金額については、13ページの所得基準表をご覧ください。

*現在失業中の方や退職、廃業等で、今後無職・無収入となることが確定している方については、所得金額を0円とすることができます。証明できる書類をご提出ください。

（６）入居決定を受けた場合に、市で定める入居手続きが完了できること。

（７）暴力団員でないこと。

（８）市税等の滞納がないこと。

◆ **雨間ハイツ・草花公園タウン 高齢者専用 2DK (募集番号:③・④) 【優先入居なし】**

*令和8年2月10日時点で次の(1)～(7)の全ての要件に当てはまる必要があります。

(1) 住宅に困窮していること。

*原則として、持ち家の方や既に市営住宅、都営住宅等の公営住宅に入居している方は、住宅に困窮していることにはなりません。

(2) あきる野市内に1年以上居住していること。

(3) 60歳以上の親族等で構成される2人世帯であること。

*夫婦の場合(内縁関係にある方、婚約者、パートナーシップ関係にある方を含む。)は、いずれか一方が60歳以上であれば条件を満たすものとします。

(4) 世帯全員の合計所得額が基準の範囲内であること。

*基準となる金額については、13ページの所得基準表をご覧ください。

*現在失業中の方や退職、廃業等で、今後無職・無収入となることが確定している方については、所得金額を0円とすることができます。証明できる書類をご提出ください。

(5) 入居決定を受けた場合に、市で定める入居手続きが完了できること。

(6) 暴力団員でないこと。

(7) 市税等の滞納がないこと。

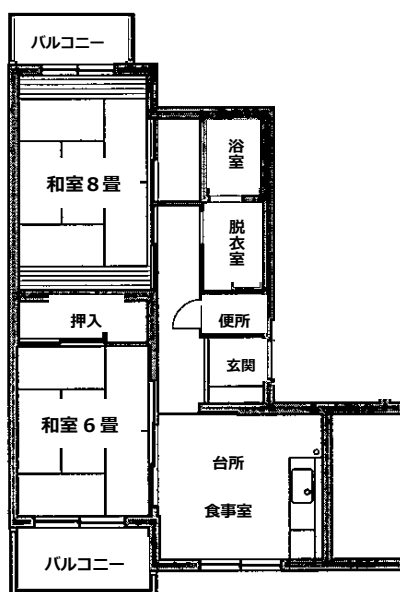
◆ **秋留野ハイツ 一般世帯向け 2DK (募集番号：①)**



国土地理院「地理院地図」をもとに作成

案内図 (所在地：あきる野市秋川3-2-7)

参考間取図



- 間取り
2DK / 住戸専用面積 53.40㎡
- 家賃の目安
21,000円 ~ 41,300円
※世帯の所得等により家賃が決定します。
※上記の金額は、あくまでも目安です。
- その他
 - ・エレベーターなし
 - ・台所、洗面所の給湯設備なし
 - ・入居者用駐車場なし

◆ 草花公園タウン 単身者用 1DK (募集番号：②)



国土地理院「地理院地図」をもとに作成

案内図 (所在地：あきる野市草花3225)

参考間取図



- 間取り
1DK / 住戸専用面積 39.70㎡
- 家賃の目安
17,000円 ~ 33,500円
※世帯の所得等により家賃が決定します。
※上記の金額は、あくまでも目安です。
- その他
 - ・エレベーターなし
 - ・入居者用駐車場あり
 - ・緊急通報装置あり

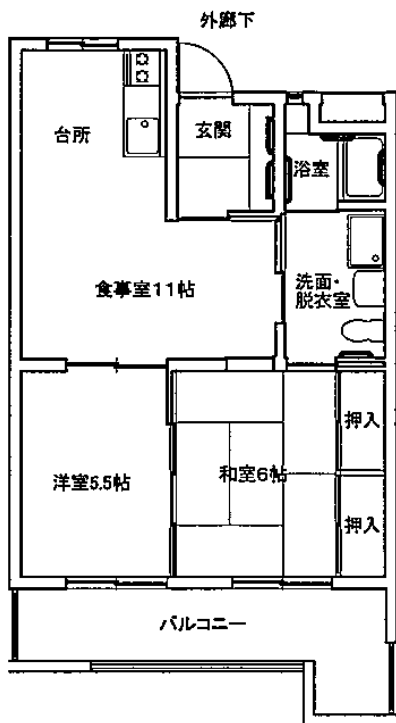
◆ **雨間ハイツ 高齢者専用 2DK (募集番号：③)**



国土地理院「地理院地図」をもとに作成

案内図 (所在地：あきる野市雨間533-1)

参考間取図



- 間取り
2DK / 住戸専用面積 54.50㎡
- 家賃の目安
22,700円 ~ 44,500円
※世帯の所得等により家賃が決定します。
※上記の金額は、あくまでも目安です。
- その他
 - ・エレベーターあり
 - ・入居者用駐車場なし
 - ・緊急通報装置あり

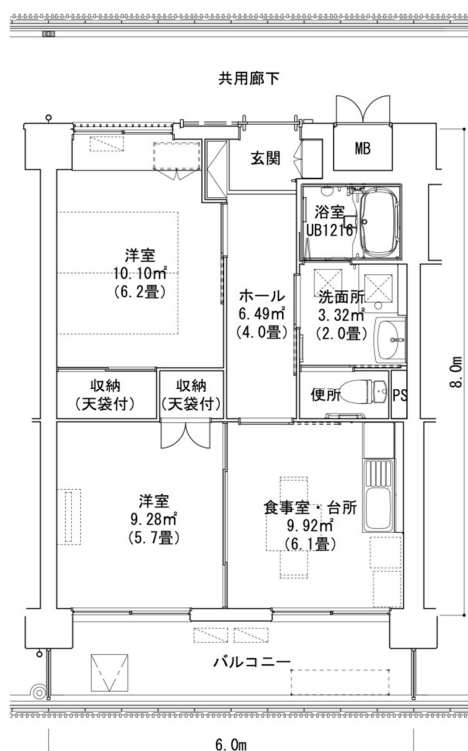
◆ 草花公園タウン 高齢者専用 2DK (募集番号: ④)



国土地理院「地理院地図」をもとに作成

案内図 (所在地: あきる野市草花3225)

参考間取図



● 間取り

2DK / 住戸専用面積 52.90㎡

● 家賃の目安

22,700円 ~ 44,700円

※世帯の所得等により家賃が決定します。

※上記の金額は、あくまでも目安です。

● その他

- ・エレベーターなし
- ・入居者用駐車場あり
- ・緊急通報装置あり

7 所得基準表

市営住宅に入居するためには、世帯の合計所得金額が、世帯人数に応じた所得基準額の範囲内であることが必要となります。次ページの確認手順に従い、下の所得基準表に当てはまるかご確認ください。

◆表3 所得基準表

世帯人数	所得基準額	
	一般世帯	裁量世帯（*）
1人	0円～1,896,000円	0円～2,568,000円
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円

世帯人数が7人以上の場合は1人増えるごとに38万円を加算してください。

*裁量世帯について

下表の（1）～（6）のいずれかに当てはまる世帯は裁量世帯として所得基準が緩和されます。

◆表4 裁量世帯の要件

<p>（1）<u>障がい者を含む世帯</u> 申込者又は同居する方が次のいずれかに当てはまること。 ア 身体障害者手帳の等級が1～4級 イ 重度又は中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は、1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級又は2級 エ 戦傷病者手帳の等級が恩給法別表第1号表ノ2特別項症から第6項症まで又は表ノ3の第1款症</p>
<p>（2）<u>高齢者世帯</u> 申込者が60歳以上であり、かつ、同居する方が18歳未満又は60歳以上であること。</p>
<p>（3）<u>子育て世帯</u> 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（高校修了期までの子ども）がいること。</p>
<p>（4）<u>原子爆弾被爆者を含む世帯</u> 申込者又は同居親族に厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者がいること。</p>
<p>（5）<u>海外からの引揚者を含む世帯</u> 申込者又は同居する方に海外からの引揚者で日本に引き揚げしてから5年が経過していない方がいること。</p>
<p>（6）<u>ハンセン病療養所入所者等を含む世帯</u> 申込者又は同居する方にハンセン病療養所入所者等がいること。</p>

8 所得基準確認の手順

以下の手順に従って世帯の合計所得金額を計算し、所得基準額の範囲内かご確認ください。

1 「個人の所得金額」を確認する

- ・給与所得 … 15 ページ(ア)、(ウ)又は(エ)
- ・年金所得 … 16 ページ(キ)又は(ク)
- ・事業等所得 … 17 ページ(ケ)

※遺族年金、障害年金、仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金等の非課税所得は、計算の対象外です。

2 「世帯の合計所得金額」を計算する

「個人の所得金額」を合計し、「世帯の合計所得金額」を計算してください。

3 所得基準額の範囲内か確認する

「世帯の合計所得金額」を前ページの所得基準表に当てはめ、世帯人数に応じた所得基準額の範囲内に収まっているか確認してください。

・所得基準額の範囲内の場合 ⇒ **要件を満たしています。**(これ以上の計算は不要です。)

・所得基準額の範囲を超える場合 ⇒ **4へお進みください。**

4 「控除額」を計算する

「世帯の合計所得額」から「控除額」を計算してください。

- ・所得計算時の控除 …… 18 ページ

5 「控除後合計所得金額」を計算する

「世帯の合計所得額」から「控除額」を差し引いて「控除後合計所得金額」を計算してください。

6 所得基準額の範囲内か確認する

「控除後合計所得金額」を前ページの所得基準表に当てはめ、世帯人数に応じた所得基準額の範囲内に収まっているか確認してください。

・所得基準額の範囲内の場合 ⇒ **要件を満たしています。**

・所得基準額の範囲を超える場合 ⇒ **要件を満たしていません。**

9 給与所得

会社等に雇用されて仕事をしている方（会社員、パート、アルバイト等）の所得が計算の対象です。
現在失業中の場合は、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。

● 源泉徴収票で確認する

(1) 仕事先が1か所の方 ⇒ 【右図中の㉠】

「給与所得控除後の金額」の欄に記載されている額が給与所得金額です。

(2) 仕事先が2か所以上ある方 ⇒ 【下表中の㉡】

それぞれの源泉徴収票の「支払金額」の欄に記載されている額(右図中の㉠)を合計し、下の表に当てはめて給与所得金額を計算してください。

給与所得の源泉徴収票（抜粋）

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

住所又は居所	支 払 金 額		給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
支 払 受 け 手	給 料 ・ 賞 与	㉠	㉡		
(源泉)控除対象配偶者の有無等	控 除 額	特 定	扶 養 親 族 の 数	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)
有 無	有 無	人 人	人 人	人 人	人 人
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額			

◆表5 給与所得計算表

支払金額 (㉠) の合計 【a】	㉡ 給与所得金額
1円以上 551,000円未満	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	【a】 - 550,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	$(【a】 \div 4,000) \times 2,400 + 100,000$ 円
1,800,000円以上 3,600,000円未満	$(【a】 \div 4,000) \times 2,800 - 80,000$ 円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	$(【a】 \div 4,000) \times 3,200 - 440,000$ 円

※計算過程での全ての小数点以下は、切り捨てとなります。

● 確定申告書の控えで確認する ⇒ 【右図中の㉢】

所得税の確定申告書の第一表「所得金額等」欄内の「合計」欄に記載されている額が所得金額です。

※ 給与所得以外の所得も含まれた所得金額です。

確定申告書第一表（抜粋）

所得金額等	事 業 等	①									
	業 農 業	②									
	不 動 産	③									
	利 子	④									
	配 当	⑤									
	給 与	⑥									
	公 的 年 金 等	⑦									
	業 務	⑧									
	そ の 他	⑨									
	⑦から⑨までの計	⑩									
	総合譲渡・一時	⑪									
	合 計	⑫									㉢

10 年金所得（公的年金等に係る所得）

国民年金、厚生年金、共済年金、年金基金等の公的な年金等に係る所得が計算の対象です。

※遺族年金、障害年金は計算の対象外のため、計算する必要はありません。

※生命保険契約等に基づいた個人年金は、事業等所得として計算してください。

● 源泉徴収票等から確認する（年金所得計算表で計算する） ⇒ 【表7中の㊦】

公的年金等の源泉徴収票、年金決定通知書・支給額変更通知書等で公的年金等の収入金額を確認してください。（下図中の㊦・㊧）

確認した公的年金等の収入金額を「**年金所得計算表**」に当てはめて**年金所得金額**を計算してください。

公的年金等の源泉徴収票（抜粋）

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 氏名	生年 月 日	明 治 大
区分	支 払 金 額	円
所得税法第203条の3第1号・第4号適用		
所得税法第203条の3第2号・第5号適用		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用		
所得税法第203条の3第7号適用分		
本 人	配偶者	扶養親族
特別障害者	その他の障害者	ひとり親 高齢 一般 老人 特定 老人 その他
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族

年金決定通知書・支給額変更通知書（抜粋）

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。（決定・変更理由等は裏面でご確認ください。）

年金の種類	基礎年金番号・年金コード
年金	円

あなたにお支払いする年金額は、左の太ワケ内の金額になります。

◆表6 年金所得計算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(㊦・㊧)の合計 【b】	㊦ 年金所得金額
65歳以上	1円以上 1,100,000円以下	0円
	1,100,001円以上 3,300,000円以下	【b】 - 1,100,000円
	3,300,001円以上 4,100,000円以下	【b】 × 75% - 275,000円
65歳未満	1円以上 600,000円以下	0円
	600,001円以上 1,300,000円以下	【b】 - 600,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円以下	【b】 × 75% - 275,000円

● 確定申告書の控えで確認する ⇒ 【右図中の㊧】

所得税の確定申告書第一表の「所得金額等」欄内の「合計」欄に記載されている額が所得金額です。

※ 年金所得以外の所得も含まれた所得金額です。

確定申告書第一表（抜粋）

所得金額等	事業	営業等 ①							
		農業 ②							
		不動産 ③							
		利子 ④							
		配当 ⑤							
		給与	区分						
			公的年金等 ⑦						
			業務 ⑧						
			その他 ⑨						
			⑦から⑨までの計 ⑩						
			総合課税・一時 ⑪						
			合計 ⑫						㊧

1 1 事業等所得

事業所得、不動産所得、利子所得、公的年金等以外（個人年金等）に係る雑所得等が計算の対象です。既に廃業した事業については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。

● 確定申告書の控えで確認する ⇒ 【右図中の㊦】

所得税の確定申告書第一表の「所得金額等」欄内の「合計」欄に記載されている額が所得金額です。

- ※ 所得金額がマイナスの場合は、0円としてください。
- ※ 事業等所得以外の所得も含んだ所得金額です。

○事業専従者の所得計算

申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、所得税の確定申告書第二表の「事業専従者に関する事項」の「専従者給与（控除）額」欄に記載されている額（右図中の㊦）を14ページの「給与所得計算表」に当てはめて所得金額を計算してください。

確定申告書第一表（抜粋）

所得金額等	事業等	①																			
	業	②																			
	不動産	③																			
	利子	④																			
	配当	⑤																			
	給与	⑥																			
	雑	公的年金等	⑦																		
		業務	⑧																		
		その他	⑨																		
		⑦から⑨までの計	⑩																		
	総合課税・一時	⑪																			
	合計	⑫																			

確定申告書第二表（抜粋）

○事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
		㊦

1 2 所得計算時の控除

下表内の「控除の対象者」に該当する方がいる場合には、申込者及び同居親族の所得合計額から該当する控除額を差し引くことができます。

◆表 7 控除額一覧表

控除の種類		控除額	控除の対象者	備 考
1	給与所得等 控 除	1人につき 10万円	ア 給与所得がある方 イ 公的年金等に係る雑所得がある方	対象者の所得金額が、控除額より少ない場合には、対象者の所得金額が控除額となります。
2	寡 婦 控 除	1人につき 27万円	寡婦とは、「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる方です。 ア 夫と離婚した後婚姻をしていない方で、年間所得金額が500万円以下、かつ、扶養親族がいる方 イ 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で年間所得金額が500万円以下の方。	
3	ひとり親 控 除	1人につき 35万円	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下、かつ、生計を一にする子（年間所得額が48万円以下）がいる方	
4	老人扶養 控 除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で、70歳以上の方	
5	特定扶養 親族控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族で、16歳以上23歳未満の方	配偶者は対象となりません。
6	障害者 控 除	1人につき 27万円	ア 軽度又は中度の知的障害がある方（愛の手帳の等級が3度又は4度の方） イ 精神障害者保健福祉手帳の等級が2級又は3級の方 ウ 身体障害者手帳の等級が3～6級の方 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている方 オ 65歳以上の方で、障害の程度がア、ウと同程度であると市町村長等認定を受けた方	
7	特別障害者 控 除	1人につき 40万円	ア 重度の知的障害がある方（愛の手帳の等級が1度又は2度の方） イ 精神障害者保健福祉手帳の等級が1の方 ウ 身体障害者手帳の等級が1級又は2級の方 エ 戦傷病者手帳の等級が特別項症から第3項症までの方 オ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 カ 65歳以上の方で、障害の程度がア、ウと同程度であると市町村長等認定を受けた方 キ 事理弁識能力を欠く常況にある方 ク 常に就床を要し、複雑な介護を要する方	